

特定譲渡制限付株式専用口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>4. 申込者が本専用口座の申込みをされる場合、当社は本専用口座において、積立投資取引の利用、<u>株式ミニ投資取引</u>の利用、国内外貨建債券取引の利用、<u>ダイワ・ダイレクトコース</u>の利用並びにコンタクトセンター及びオンライントレードの利用、証券総合サービスの利用、<u>ダイワ・カード</u>の利用等、当社が定める申込みを受付けないものとします。</p> <p>但し、<u>ダイワ・ダイレクトコース</u>の利用並びにコンタクトセンター及びオンライントレードの利用に関しては、当社よりその利用を指定する場合があります。</p> <p>5. (省 略)</p> <p>附 則 この約款は、平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月 <u>16</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (現行通り)</p> <p>2.～3. (現行通り)</p> <p>4. 申込者が本専用口座の申込みをされる場合、当社は本専用口座において、積立投資取引の利用、<u>株式累積(積立)投資取引</u>の利用、国内外貨建債券取引の利用、<u>ダイワ・ダイレクトコース</u>の利用並びにコンタクトセンター及びオンライントレードの利用、証券総合サービスの利用、<u>ダイワ・カード</u>の利用等、当社が定める申込みを受付けないものとします。</p> <p>但し、<u>ダイワ・ダイレクトコース</u>の利用並びにコンタクトセンター及びオンライントレードの利用に関しては、当社よりその利用を指定する場合があります。</p> <p>5. (現行通り)</p> <p>附 則 この約款は、平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月 <u>18</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>